

第3 取組の概要

1 基本的な考え方

国においては、法第3条に掲げる「基本理念」に基づき、国の第二次再犯防止推進計画で5つの「基本方針」や7つの重点課題が設定されています。

また、山口県においては、国の第二次再犯防止推進計画を勘案して、第二次山口県再犯防止推進計画を策定され、取組事項を設定されています。

こうしたことから、国や山口県との連携、また、適切な役割分担を図るうえからも、国及び山口県の第二次再犯防止推進計画を踏まえて本市第2次計画を策定し、本市の地域の実情に応じた再犯の防止等に関する取組を推進します。

◆法第3条に掲げる「基本理念」の概要

- ① 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設※に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- ③ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- ④ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

◆国の再犯防止推進計画における5つの「基本方針」の概要（第一次推進計画を踏襲）

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続※のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

◆国の第二次再犯防止推進計画における7つの「重点課題」

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

◆第二次山口県再犯防止推進計画における県の取組事項

- I 就労・住居の確保
 - 1 就労の確保
 - 生活困窮者に対する相談支援等
 - 一般就労が困難な人への就労支援
 - 協力雇用主への支援
 - 矯正施設等における取組への協力
 - 2 住居の確保
 - 住宅セーフティネット制度※による民間賃貸住宅への円滑な入居促進
 - 公営住宅での受入れ
 - 生活困窮者に対する相談支援等
 - 一時的な居住の確保
- II 保健医療・福祉的支援
 - 1 高齢者又は障害のある人等への支援
 - 県地域生活定着支援センター※の取組の充実
 - 特別調整の対象とならない人への支援
 - 地域における福祉的支援
 - 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- 矯正施設等における福祉的支援への協力
- 2 薬物依存症者等への支援
 - 県薬物乱用対策推進本部※を中心とした総合的な取組の推進
 - 様々な依存症者への支援
- 3 広域・専門的支援
 - 特性に応じた効果的な支援の充実
- Ⅲ 非行の防止と修学支援
 - 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実
- Ⅳ 関係機関・団体等との連携強化
 - 関係機関との連携強化
 - 保護司等民間協力者との連携強化
- Ⅴ 広報・啓発活動の推進
 - 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進
 - 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

2 重点項目

犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるように、国や山口県、民間団体等と連携を図りながら、第二次再犯防止推進計画や第二次山口県再犯防止推進計画などを踏まえつつ、本市の各種状況や取組の継続性などを勘案し、第1次防府市再犯防止推進計画において設定した重点項目を踏襲した次の重点項目に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉的支援
- 3 非行の防止と修学支援
- 4 関係機関・団体等との連携強化
- 5 広報・啓発活動の推進